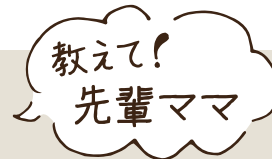


6

小学生になったら

小学校はどんなことをするのか？！

小学校のホームページには、授業や行事の風景が写真と先生のコメントで紹介されているので、入学前でも学校の様子を知ることができますよ。年間の行事予定では、確定ではないものの参観日や行事などの予定がわかります。



市HP



➤ 就学通知書について

4月から小学生になる児童の保護者に対して、入学前に「就学通知書」を郵送します。身体的な理由や家庭事情などの特別な事情により、入学指定校以外の学校へ転・入学を希望される場合は、学校教育課にご相談ください。

お問い合わせ 学校教育課 学務係 ☎ 0897-65-1301 FAX 0897-65-1306

➤ 放課後の過ごし方

放課後児童クラブ

仕事などで昼間家庭に保護者がいない子どもの場合は、家庭と同じように生活できる場として市内に16か所（別子校区以外）に設置されている「放課後児童クラブ」が利用できます。小学校・児童館等を利用して安全に遊び、放課後の子どもたちの健全育成を図るものです。

対象	就労等により昼間家庭に保護者がいない小学校1年から6年生までの児童
利用料金	3,000円/月（8月のみ6,000円）
開所時間	【平日】授業終了後～18:00 【土曜・長期休業中】8:00～18:00
休所日	日曜・祝日・年末年始など
申込み	各実施機関で随時受け付け

お問い合わせ 学校教育課 地域学校協働係 ☎ 0897-65-1301 FAX 0897-65-1306



放課後子ども教室・放課後まなび塾

地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、小学校・公民館などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を実施するものです。



お問い合わせ 学校教育課 地域学校協働係 ☎ 0897-65-1301 FAX 0897-65-1306

> 援助・支援制度

制度名	内 容	お問い合わせ
就学援助制度	経済的な理由によって、公立小・中学校への就学が困難な児童・生徒に対して、就学援助費（学用品費、新入学児童生徒学用品費、給食費、修学旅行費など）が支給される制度があります。	在学（入学）する学校に相談してください。
学校給食多子世帯支援事業	同一世帯に市内小中学校（特別支援学校を含む）に3人以上在籍しており、所得などの条件に該当している世帯に対し、第3子以降の学校給食費の免除をいたします	学校給食課 ☎ 0897-31-7470 FAX 0897-31-7472

> 相談窓口

相談・教室名	内 容	お問い合わせ
発達相談	入学後も、一人一人の教育的ニーズを把握し、もてる力を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な支援を行います。学級担任や特別支援教育コーディネーター担当教員にお気軽にご相談ください。	発達支援課（こども発達支援センター）参照 P.17 ☎ 0897-65-1302 FAX 0897-32-6822
あすなる教室	小・中学生およびその保護者の不登校に関する相談 【月～金】 8:30～17:00 【場 所】 こども発達支援センター内	教育委員会事務局 ☎ 0897-37-7474 （あすなる教室） FAX 0897-32-6822